

河内長野市交際費の支出基準等に関する要領

(目的)

第1条 市交際費の執行を合理的かつ必要最小限にするとともに、執行状況の透明性を高めるため、支出基準等に関する要領を定め、もって市政関係者との円滑な交際に資するとともに、市民の市交際費に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(支出基準)

第2条 市交際費の支出の対象は、市政との関係が密接な団体並びに個人（その配偶者及び二親等親族）とし、当該者と交際を行うことが市政の円滑な推進に資すると思慮される場合とする。

2 市交際費は、次の支出区分、支出内容及び支出金額（消費税を除く。）に基づき支出するものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
激励	全国大会等の出場者又は団体、国際協力機構ボランティアへの激励に係る費用	1万円を限度とする。 但し、市長が表敬等を受ける場合に限る。
弔慰	市・市政関係者等に対する供花等に係る費用	地域の慣習による。 但し、区分は別表による。
会費	公共的団体等の行事（飲食を伴う総会など）への参加費	会費等の明示がある場合はその金額とし、明示のない場合は1万円を限度とする。
賛助	公益性があると認められる団体の事業・活動に対する賛助に係る費用	1万円を限度とする。
その他	上記以外の場合で、交際上特に支出する必要があると認められるもの	1万円を限度とする。

(公開)

第3条 市交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容（河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）
第7条に規定する不開示情報を除く。）

2 前項の公開は、市ホームページに掲載するとともに、その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか市交際費の支出及び公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に支出する市交際費について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に支出する市交際費について適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

区 分		供花 線香 弔意文	線香 弔意文	弔意文
有 功 者		本人	二親等親族以内	
市議会議員 行政委員会委員	現職	本人	二親等親族以内	
	元職		本人 二親等親族以内	
市 職 員	現職		本人 配偶者	二親等親族以内
	元職		本人	二親等親族以内
市嘱託職員	現職		本人	二親等親族以内
学校長・教頭(私立、 園長等含む)	現職		本人	二親等親族以内
外郭団体職員	現職			本人 二親等親族以内
消防団長・副団長	現職	本人	二親等親族以内	
	元職		本人 二親等親族以内	
消防分団長以下の 団員	現職		本人	二親等親族以内
各種団体の長	現職		本人 二親等親族以内	
各種団体の役員・委 員	現職		本人	二親等親族以内
市長表彰受賞者			本人	
市内在住者				本人

※親族への対応については、本人生存中のみ。

※行政委員会委員とは、教育委員・選挙管理委員・公平委員・固定資産評価審査委員・農業委員をいう。

※上記区分以外の事例については、市長並びに関係各機関と調整の上、必要に応じて行う。